

長柄町

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月
令和8年7月
(改定)



長 柄 町

目次

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策行動計画の経緯.....	1
2 今般の計画の改定と見直し.....	2
3 新型コロナウイルス感染症の対応経験	3

II 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

1 目的及び基本戦略	4
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する.....	4
(2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする.....	5
2 実施上の留意点	5
(1) 平時の備えの整理や拡充	5
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え ...	6
(3) 基本的人権の尊重	8
(4) 危機管理としての特措法の性格	8
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	9
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	9
(7) 感染症危機下の災害対応	9
(8) 記録の作成や保存、公表	10
3 対策推進のための役割分担	10
(1) 国の役割	10
(2) 県の役割	11
(3) 市町村の役割	12
(4) 医療機関の役割	12
(5) 指定（地方）公共機関の役割	13
(6) 社会福祉施設等.....	13

(7) 登録事業者	14
(8) 一般の事業者	14
(9) 個人	14
4 行動計画の対策項目と横断的視点	15
(1) 対策項目	15
(2) 横断的視点.....	19
5 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	20
(1) 有事のシナリオの考え方	20
(2) 感染症危機における有事のシナリオ.....	21
6 行動計画等の実効性確保	22
 III 各対策項目の考え方及び取組み	
1 実施体制.....	23
(1) 準備期.....	23
(2) 初動期	24
(3) 対応期	25
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	26
(1) 準備期	26
(2) 初動期	27
(3) 対応期	28
3 まん延防止	30
(1) 準備期	30
(2) 初動期	30
(3) 対応期.....	31

4	ワクチン	32
(1)	準備期	32
(2)	初動期	33
(3)	対応期	34
5	保健	36
(1)	準備期	36
(2)	初動期	37
(3)	対応期	37
6	物資	38
(1)	準備期	38
(2)	初動期.....	39
(3)	対応期.....	39
7	住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	40
(1)	準備期	40
(2)	初動期.....	41
(3)	対応期.....	42

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策行動計画の経緯

新型インフルエンザ等感染症は、毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルス等とはウイルスの抗原性が、大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。新型のウイルス発生時には多くの人が免疫を獲得されていないことから、世界的に大流行し、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらし、発生した場合には感染災害として対応する必要がある。

国は、平成 17 年（2005 年）、世界保健機関（以下「WHO」という。）世界インフルエンザ事前対策計画に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、千葉県においては、同年 11 月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

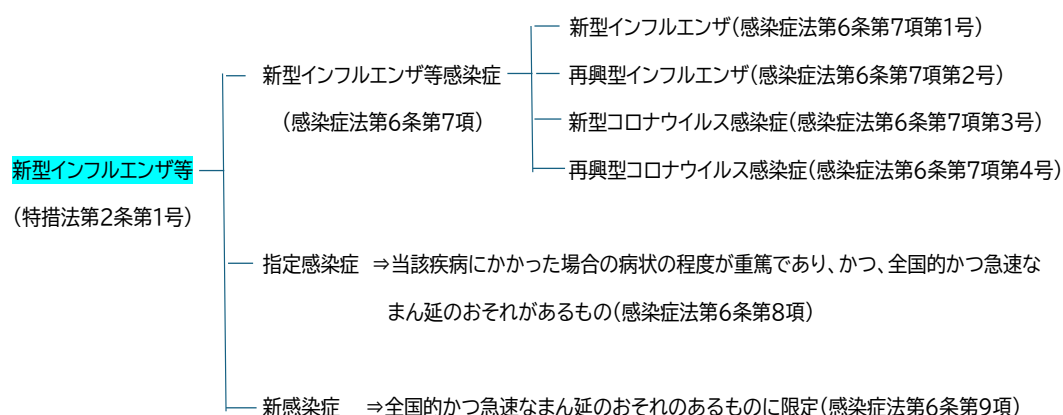
その後、数次にわたり改定を行ってきたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、国は平成 25 年（2013 年）6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」を策定し、県において同年 11 月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定した。

長柄町（以下「町」という。）においては、特措法に市町村行動計画の策定が義務付けられたため、平成 26 年（2014 年）11 月に「長柄町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」を策定した。町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、町における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、町行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。

また、新型インフルエンザ等の感染症拡大の有事には全庁が一体となって対策を講じる。

なお、町行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、次のとおりとする。

- ・感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114 号)(以下、「感染症法」という。)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下、「新型インフルエンザ」という。)
- ・感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの



2 今般の計画改定と見直し

町行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新情報と専門的な知見を有する者の意見等を取り入れ、随時見直す必要があり、政府行動計画及び県行動計画が改定された場合は適時適切に改定を行うものとする。

令和6年(2024年)7月、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われたことを踏まえて、県においても令和7年(2025年)3月に改定が行われた。

今回、政府行動計画や県行動計画の改定、及び町第5次総合後期計画の策定を受け、町においても令和8年（2026年）7月、町行動計画の見直しを行い、改定をするものである。

3 新型コロナウイルス感染症の対応経験

令和元年（2019年）12月末、中国・武漢市で肺炎が集団発生し、翌月令和2年（2020年）1月9日、新型コロナによるものであるとWHOが発表し、同月16日、国内で初めて、新型コロナ関連の肺炎患者（武漢市滞在歴有）の確認が発表された。

県では、同月22日に「千葉県健康危機管理対策委員会専門部会」を開催し、専門家から新型コロナに関する意見を聴取するとともに、翌日、知事を長とする「千葉県健康危機管理対策本部」を設置した。同月29日に武漢市からチャーター便で帰国、勝浦市内宿泊施設に滞在した2名の陽性が判明し、県内で初確認事例（無症状病原体保有者）とし、同月31日には県内初の患者を発表した。以降、県内においてクラスター感染が確認されるなど、同年3月26日、まん延のおそれを背景に特措法に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の設置を受け、同日「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

町においても県の指針に併せて、まん延防止等重点措置への対応、医療提供体制の整備、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な対応を行い3年超にわたって特措法に基づいて新型コロナへの対応を行った。この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、住民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

新型コロナ対応では、全ての住民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合い感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであると認識し、平時から、有事に備えることや情報の変化や対策の評価により、随時見直しが必要であることが教訓となった。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

1 目的及び基本戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。発生そのものを阻止することは不可能で、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康、住民の生活及び経済全体にも大きな影響を与えかねない。また、千葉県は成田国際空港を擁しているため感染拡大の可能性が高いと考えられる。

新型インフルエンザ等について長期的にみれば、住民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭におき、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的及び基本的な戦略として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- 基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑制し、住民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。

- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫により、欠勤者の数を減らす。
- 医療提供の業務または住民の生活及び地域経済の安定化に寄与する業務の維持に努める。

2 実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令並びに県行動計画、町行動計画又は関係する業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期することから、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染危機への対応には平時からの体制づくりが重要となる。このため以下の取組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等を行う。

① 発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら実施のために必要となる準備を行う。

② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動体制整備

初動対応は、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内、町内及び近隣市町村で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、長生健康福祉センター(以下「長生保健所」という。)から報告を受けた際は、町として速やかに初動対応に動きだせるよう体制整備を進める。

③ 関係者や住民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者や住民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ 負担軽減や情報の有効活用、人材育成等

業務量が多くなる衛生部門の負担軽減、医療関連情報の有効活用、人材育成、長生保健所との連携等、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組みを進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的及び精神的に健康並びに社会的に健全であることを確保することが重要である。

このため、以下の取組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生

状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集及び適時適切なリスク評価の仕組みが国・県により構築されるので、町はその状況を把握し、住民周知を行う。

② 医療体制と住民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県が予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制する。

その範囲で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、県は、住民生活や社会経済等に与える影響を勘案しながら、感染拡大防止措置等を発するため、町はそれを住民に周知し、協力を求める。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

県は、科学的知見の集積による病原体の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。町は、県にあわせて町内の対策を講じる。

④ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、個別の対策項目ごとに切替えのタイミングの目安等が国・県から示されるので、町は住民等に周知する。

⑤ 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含めた様々な年代の住民の理解を深めることができるよう、分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動をとれるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を

分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策を実施するにあたり、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施による住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

また、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本として、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷や偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならない。これらの行為は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるため、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気を維持する観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意することと、住民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取組むものである。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染性や病原性の程度、ワクチンや治療薬等が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

長柄町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、県に対して、様々な措置に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

県は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、以下の内容を踏まえ、平時から検討し、施設は業務継続計画に基づき、有事に備えて準備を行うことから、町も共通認識を図る。

- 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- 研修や訓練等を通じた施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

(7) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療機関との連携を図り、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることに努める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合に町は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、町の防災計画に基づき避難所における感染症対策の強化や、情報共有を行う。

(8) 記録の作成や保存、公表

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における各対策の実施や会議等に係る記録を作成し、保存し、公表する。

3 対策推進のための役割分担

政府行動計画及び県行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策推進のため役割を以下のとおり示す。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、ワクチン、その他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、国際協力の推進及び発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を行う。

平時には、政府行動計画等に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策内容の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくとともに、発生時に政府対策本部で基本的対処方針を決定した対策を、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、強力に推進する。なお、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行う

ことが不可欠なため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・発信を行う。

(2) 県の役割

県は、国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時においては、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関もしくは医療機関又は宿泊施設等と検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、県内に成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁しており、全国でも最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応する必要がある。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。

こうした取組みにおいては、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要であり、予防計画に基づく取組み状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

さらに、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とすべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。その他、平

時から衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組みを実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

国内外に限らず、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じて、専門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴く。また、本部会議を円滑に行うため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、庁内各部局間の情報共有と連携を図る。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援する。なお、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り、必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じる。

（３） 町の役割

住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じたものとする。また、各種対策の実施に当たっては、県や長生保健所、近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（４） 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定

を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取組み、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び連携協議会や推進会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、対策を実施する責務を有する。

(6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすい人々が共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要となる。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずると共に、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。各施設においては、関係する感染症予防指針に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し、組織的に対応できる体制の構築に努める。

(7) 登録事業者

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施等の準備を積極的に行うことが重要となる。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画に基づき、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

(8) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める。

(9) 個人

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、都道府県内の発生状況や国、都道府県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

4 行動計画の対策項目と横断的視点

行動計画における対策項目と横断的視点については、以下に示すとおりとする。

(1) 対策項目

町における行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。」及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定める。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

① 実施体制

感染症危機は住民の生命及び健康、住民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町全体の危機管理に関わる問題として取組む必要がある。

このため、町は県及び近隣市町村等と連携を図り一体的な取組みを行うことが求められる。また、危機管理として保健・福祉関係の部門のみならず、すべての部署が協力する全庁一体的となった取組みが求められる。

政府より新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されたときは、措置への対応やそれまでの対策を踏まえた上で、全庁が一体となった対策をより強力に推進する必要がある。そのため、速やかに長柄町新型インフルエンザ等対策本

部条例(平成 25 年 3 月 4 日条例第 5 号)に基づいて町長が中心となり、町対策本部を組織し、必要な取組みを行う。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を提供するとともに、住民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

情報提供に関しては、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい情報提供・共有を行うよう努める。住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、時期に応じたリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組みを行う。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づいたまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置について国及び県に対しての協力要請を検討する。

一方で、特措法において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとさ

れていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原体の性状や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況について正確な情報発信を行い、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを柔軟かつ機動的に行う。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで住民の健康を守るとともに、受診患者数の減少及び入院患者数や重症者数を抑制し、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県等は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を守る必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得るよう努める。

また、県の実施する市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ平時から連携協議会や推進会議等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

県が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び衛生研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から本庁に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び衛生研究所等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定されるため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があることから、必要に応じ国及び県からの支援を受け、地域における対策を推進する。

町は、県の依頼に基づき、感染者の健康観察及び生活支援等に協力することと、住民の生命及び健康の保護につなげる。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であることから、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を行う。

⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、県及び町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨し、自ら事業継続や感染防止に努める。

また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行い、発生時には、県及び町は、住民生活及び社会経済活動の安定確保に必要な対策や支援を行う。

(2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

それぞれ考慮すべき内容は、以下のとおりとする。

① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。多くの人が危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、危機対応を行う人材の裾野を広げる取組みを行うことが重要である。

② 国・県及び近隣自治体との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、県及び町の役割は極めて重要である。国との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。そして、町は住民に最も近い行政単位としてワクチン接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

また、備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では県及び町の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから発生時は保健所及び近隣市町村間の連携も重要で、広域的な連携についても平時から積極的に取組み、準備を行うことが重要である。特に、本町のような小さな規模の市町村では単独で対応が難しい人材育成等については、広域的な連携による取組みや国及び県による支援等が必要となる。新型インフルエンザ等の発生の初期段階から迅速な対応を可能にするためには、関連するデータや円滑な情報収集、分析等が感染症危機の際に求められる。

③ DX の推進

近年取組みが進みつつある DX は、デジタル技術の進展とともに迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。新型コロナ対応を踏まえ、DX の推進により感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、感染症危機対応に備える。こうした取組みを進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、住民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

町では、国や県が行う DX 推進のためのあらゆる取組みに協力し、今後の感染症危機に備える。

5 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも考慮し、幅広く対応するため以下の考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。

③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の病原性、感染性、薬剤感受性等のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に分類した。

（２） 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（１）の有事のシナリオの考え方を踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、準備期、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう有事のシナリオを想定し、時期ごとの感染症危機対応を行う。

○ 準備期：予防や平時の準備に関すること

○ 初動期：感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降
政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準

備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

政府対策本部が設置された後に県対策本部が設置されることから、町は関係機関等と連携しながら対応を行う。

○ 対応期①：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部及び県対策本部の設置後、国内及び県内での新型インフルエンザ等の発生初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国が定める基本的対処方針を考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療による感染拡大防止を図ることができる可能性がある。）

国の基本的対処方針が定められて以降、緊急事態宣言がなされた場合、町は特措法に基づき、町対策本部を設置する。

○ 対応期②：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染拡大のスピードやピーク等を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずる。

○ 対応期③：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

○ 対応期④：特措法によらない基本的感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性などが低下すること等により、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

6 行動計画等の実効性確保

町行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要となる。

行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

このため、自然災害等と同様に、平時からの備えと意識を高める取組みを継続的に行うことが重要となる。新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組みを通じて、機運の維持を図る。

また、訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要であるため、県及び町は、関係機関において継続的に取組まれるよう、働き掛けを行う。

訓練の実施等により得られた改善点等、定期的な見直しによる制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、対応マニュアル等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。

町においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組みを検討する。こうした検討の結果やDXの推進、テレワークの普及状況等も踏まえながら業務継続のための計画等を作成し、必要な見直しを行うものとする。

Ⅲ 各対策項目の考え方及び取組み

1 実施体制

(1) 準備期

目的

新型インフルエンザ等が発生し、またその疑いがある場合は、事態を的確に把握し全庁一体となった取組みを推進するための体制を構築する。

また、有事に備えた指揮命令系統の構築と各部署の連携を強化することで、ワクチンの開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、可能な限り早期に新たな体制を構築し対応することを目指す。

1-1 実質的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、町行動計画の見直しを行う。計画内容を変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を参考とする。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 国や県による研修を活用しつつ新型インフルエンザ等対策に携わる人材育成を行う。
- ④ 特措法の定めのほか町対策本部等に関し必要な事項を条例等で定める。

1-3 国、県、長生保健所及び近隣市町村等の関係機関との連携強化

- ① 国、県及び指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国内の関連業界団体や各関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

（２） 初動期

目的

事態を的確に把握し、住民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

新型インフルエンザ等の発生が確認され国が政府対策本部を設置したことにより、県が県対策本部を設置した場合において、町長は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

町長は、必要に応じて「(1)準備期 1 - 2」を踏まえ、必要な人員体制の確保が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

(3) 対応期

目的

病原体の性状等に応じて、流行状況が収束するまで町行動計画に沿って実施体制を柔軟かつ機動的に実行し、可能な限り早期に少ない影響で終息するよう対応する。

3-1 基本となる実施体制の在り方

町は、政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

3-1-2 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態措置の検討等について

現状の把握と情報収集を行い、速やかに必要な措置をとる。

3-2-1 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置し、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

感染拡大状況に合わせた必要な措置をとる。

3-3-1 町対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。ただし、本部長が全庁として継続して対応が必要と認めるときには、任意の対策本部として継続することができる。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

目的

可能な限り科学的根拠等に基づいて、住民が適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーの一層の向上を図る。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

以下の取組みを通じ、情報提供・共有が有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう正確な発信に努める。

1-1-1 町における情報提供・共有について

平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策及び個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること等について、住民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、適時に正確な情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、病院や高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者のクラスター感染が発生するおそれがあることから、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

なお、学校教育の現場を始め、子どもに対しても同様に対応する。

1-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

県からの依頼により新型インフルエンザ等の感染者等の健康観察に協力を求められることや、生活支援を行う可能性があることから、町は支援を要する感染者等に関する必要な情報などの提供を受ける場合がある。この情報提供の方法に関して、県や長生保健所とあらかじめ取り決めを行う。

1-1-3 双方向コミュニケーションの体制整備や取組みの推進

新型インフルエンザ等の発生時に住民等からの相談に応じるため、双方向のコミュニケーション（以下「リスクコミュニケーション」という。）の体制整備として、コールセンターや相談窓口の設置などの体制整備に努める。

(2) 初動期

目的

感染症の特徴や病原体の性状等について、情報を収集し感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

2-1 情報提供・共有について

国、県及び他の地方公共団体等の取組みに関する留意事項を参考としつつ、地域の実情を踏まえ準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制に基づき、住民に対しての相談窓口等の設置を行い、必要な情報提供によりリスクコミュニケーションを行う。

2-1-1 町における情報共有について

感染拡大に備えて、住民等が適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠や実情に基づいた感染拡大防止に資する情報の発信及び感染者・家族の人権を守るための啓発を行う。その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発及び、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。

2-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

県に協力するために必要に応じて新型インフルエンザ等の感染者等の健康観察及び生活支援の実施に関する情報、その他の情報の提供を求めることができる。

2-2 双方向コミュニケーションの実施

町は、双方向のコミュニケーションの実施の為にコールセンター等を設置するよう努める。

(3) 対応期

目的

医療提供体制等の感染症のリスクに関する情報、住民の生活及び経済に関する情報や社会的影響等についての情報収集・分析を強化する。

3-1 情報提供・共有について

国及び他の地方公共団体等の取組みに関する留意事項を参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行うため、初動期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制を強化する。

3-1-1 町における情報提供・共有について

ホームページや SNS などインターネットを活用するほか、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発をするとともに、感染者の人権に配慮した冷静な対応を促すメッセージを発信するとともに、政府関係省庁、県等の情報等をまとめて掲載する。

3-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の感染者等の健康観察及び生活支援に関して県からの協力を求められたときには、それに応じる体制を整え対応する。

3-2 基本方針

リスクコミュニケーションの体制を維持する。

3-2-1 リスクコミュニケーションの実施

対策を進めていく上で、住民等の理解や協力を得るために、国・県からの情報を提供するだけでなく、町に寄せられた意見等を通じて住民等の反応や関心を把握し、その時点のニーズに合致したリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、コールセンター等を継続するよう努める。

3-2-2 偏見・差別等への対応

偏見・差別等に関する国、県等の各種相談窓口の情報を整理し住民等に周知する。

3 まん延防止

(1) 準備期

目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで住民の生命と健康を保持する。そのため有事における、国・県が行うまん延防止対策への理解・協力を得ることで、社会的影響の緩和を図る。

1-1 新型インフルエンザ等発生時の対応強化に向けた理解や準備の促進等

新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等のため、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の啓発を行う。

1-1-1 理解促進の取組み

自らの感染が疑われる場合等における対応として、相談窓口やコールセンターに連絡し指示を仰ぐことや感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の対策を行うこと等の有事の対応等について、平時から広報し理解促進を図る。

(2) 初動期

目的

準備期の状況をさらに強化し、早期に探知された情報の確認・分析を行い、迅速な対応が取れるよう準備等を行う。

2-1 まん延防止対策の準備

準備期から継続して基本的な感染対策の普及を行う。自らの感染が疑われる場合等は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の対策を行うなど、有事の対応について平時から実施してきた対応を継続する。

2-2 業務継続

町は、業務の継続に向けての人員体制の整備や、国及び県からの要請があった場合に対応できるよう準備する。

(3) 対応期

目的

各地域の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴等、様々な情報を収集することで柔軟かつ機動的な対策を実行できるよう取組む。

3-1 まん延防止対策

国及び国立健康危機管理研究機構等による分析や、リスク評価等の情報に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び住民の免疫の獲得の状況に応じた適切なまん延防止対策を講じる。

なお、まん延防止対策を講じるに際しては、住民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

3-1-1 感染者や濃厚接触者等への対応

自らの感染が疑われる場合等は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用を行うことがまん延防止に有効であることを発信するため、SNS等の活用を強化し、住民に周知を図る。

3-1-2 感染者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

住民等に対し、換気、マスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染拡大防止対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みを勧奨し、必要に応じその徹底を要請する。

3-1-3 特定新型インフルエンザ等対策事務の代行

新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等

対策の事務の代行を要請する。

3-2 業務継続

基本的な感染症対策に基づき業務を継続する。

4 ワクチン

(1) 準備期

目的

発生時の円滑な接種実現のため、国及び県その他、医療関係者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-2 ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たって、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。

1-3 接種体制の構築

医師会等関係機関と連携し、円滑な接種体制を整える。

1-3-1 接種体制

医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2 特定接種

国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかな対応ができるよう接種体制の構築を図る。

また、特定接種について、国が事業者に行う登録作業及び登録作業に係る周知を行うにあたり必要な協力をする。

なお、接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ対策の実施に携わる町職員をあらかじめ決定しておくとともに、集団接種体制の構築を図る。

1-3-3 住民接種

平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(イ) 円滑な接種の実施のため、国が構築する全国のシステムを活用して医療機関と委託契約を結ぶ等、本町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組む。

(ウ) 接種を希望する住民が速やかに接種できるよう、医師会等、医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所や時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4 情報提供・共有

予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

また、準備期において定期の予防接種について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の発信や SNS 等の活用を含め、リスクコミュニケーションの推進を図る。

(2) 初動期

目的

準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携しながら、速やかな接種へつなげる。

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2 ワクチンの接種に必要な資材

準備期において必要と判断し準備した資材について、適切かつ可及的速やかに確保する。

2-3 接種体制

2-3-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、国、県、医師会等の協力を得て、特定接種の体制を整備する。

2-3-2 住民接種

接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な人材や資材等の確保に向け、医師会等と調整を開始する。

また、予防接種の円滑な推進を図るため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、業務負担等考慮して全庁的な実施体制を確保し、業務の優先順位及び実施内容に応じて必要な人員を確保及び配置する。

2-4 情報提供・共有

接種開始に向けて住民等に対し予約受付体制を構築し、実施会場や実施期間等の情報について、広報や SNS 等を活用しわかりやすく周知する。

(3) 対応期

目的

準備期間に計画した接種体制と初動期の対応に基づき見直しを行いながら、柔軟な運用が可能な体制で実施する。

3-1 接種体制

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の維持を図る。

3-2 ワクチンや必要な資材の供給

ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、量を調整する。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて国及び県と連携する。

3-3 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-3-1 特定接種

3-3-1-2 地方公務員に対する特定接種の実施

発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを国が決定した場合において、町は、国・県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員や医療従事者等の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-3-2 住民接種

3-3-2-1 予防接種体制の構築

準備期及び初動期において整理・構築した接種体制を継続し、住民の状況へ配慮した接種方法や会場を確保する。

3-3-3 接種に関する情報提供・共有

予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けた場合、国に対し、接種に関する情報の提供・共有をする。

また、接種会場や接種開始日等について、ホームページやSNSを活用して周知する。なお、電子的に情報収集することが困難な方に対しては、紙での周知を実施する。

3-3-4 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて町公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-3-5 接種記録の管理

国及び県等で接種歴の確認を行い接種誤りを防止し、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理をする。

3-3-6 健康被害救済

予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4 情報提供・共有

自らが実施する予防接種に係る情報に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有をする。

5 保健

(1) 準備期

目的

感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行う。

また、感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

1-1 体制の整備

平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生に備え、国の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。

1-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限りリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。

(2) 初動期

目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要であることから、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定した情報を共有することにより、地域の協力を得ながら感染の拡大を低減するよう取り組む。

2-1 有事体制への移行準備

感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえ、必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を迅速に進める。

2-2 住民への情報提供・共有の開始

町は、有症状者等に対して、適時に感染症指定医療機関等への受診につながるよう周知する。また、必要に応じて、住民への周知、Q&A の公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

(3) 対応期

目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した地方公共団体、医療機

関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保しそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

3-1 主な対応業務の実施

3-1-1 健康観察及び生活支援

県から感染者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給及び健康観察に協力する。

3-1-2 感染予防・感染拡大防止

感染が拡大する時期にあつては、各職場においても来庁者及び職員が感染するリスクを減らし、可能な限り感染を防止するために新たな感染経路を絶つこと及び感染源を減らすことに努める。

3-2 住民への情報提供・共有

感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動の対策等について、住民の理解を深めるため、住民に対し、わかりやすく情報提供・共有を行う。

また、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、管内の市町村や関係機関と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知及び広報等を行う。

6 物資

(1) 準備期

目的

感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。（上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。）

また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。

（２）初動期

目的

感染症対策物資の不足により、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、有事に必要な感染対策物資等を確保する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について備蓄・配置状況を随時確認する。

2-2 円滑な供給に向けた準備

医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や県及び感染症対策物資等の事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

（３）対応期

目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要となることから、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を安定的に確保する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

管内の医療機関に対し、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

3-2 不足物資の供給

複数の場所でのクラスター感染等により新型インフルエンザ等緊急事態が発生した場合において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう調整を行う。

7 住民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 準備期

目的

県と協働し自ら必要な準備を行いながら、事業者や住民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 町行動計画に基づき、6 物資における 1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

また、県及び町は、各地域における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の速やかな連絡体制の構築に努める。

1-5 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、区域内における火葬の適切な実施、適時遺体の安置ができるよう事前に調整を行う。

(2) 初動期

目的

県と協力し新型インフルエンザ等が発生した場合には、町行動計画に基づき速やかに所要の対応を行い、住民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

事業者に対して、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう働きかける。

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け

住民等に対して、食料品や生活必需品等重要な物資の購入に当たって、消費

者としての適切な行動を呼び掛け、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-3 遺体の火葬・安置

県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(3) 対応期

目的

県と連携し準備期での対応を基に、住民生活及び地域経済活動の安定を確保するため取り組む。また、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等の感染拡大の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じる。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

学校の使用制限やその他長期間の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰

しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や県が行う取組みに必要な協力を行う。

- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国や県が行う、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置に必要な応じて協力する等、適切な措置を講ずる。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場に可能な限り火葬炉の稼働を要請する。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び生活への影響を緩和し、生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性に留意し効果的に講じる。

3-2-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

広域市町村圏事務組合に対し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき水を安定的かつ適切に供給するため必要な要請を行う。